

大崎市告示第97号

建築基準法第22条第1項の規定による区域を次のとおり指定する。

平成20年 4月 1日

大崎市長 伊藤康志

大崎市

- 古川，松山（太夫沢の一部を除く地域），三本木，鳴子温泉，田尻
全部
- 鹿島台都市計画区域内
全部
- 鹿島台船越（前田，山野町，寺前沢及び山古屋前沢）
全部
- （本屋敷及び鍋田）
一部
- 鹿島台木間塚（町頭、西浦、竹谷、三ツ屋、三ツ屋前、十番目、西向袋及び東兎子河原）
全部
- （原、勘左エ門浦、草久、福芦、江合、東浦、野口、坊主袋、住在家、草刈場、鎌巻、西新川、新川及び大谷地）
一部
- 鹿島台大迫（台畑、入ノ川、寺沢及び台前一番）
全部
- （南川尻、下志田、川北、上志田及び川前）
一部
- 岩出山都市計画区域内
全部
- 岩出山下野目（山際前、欠下、山際、豊田及び川前）
全部
- （大坂、座散乱木及び新田）
一部
- 岩出山上野目（下太鼓師、針生、上太鼓師、鯨、大保、蛭川、四反待、八合、沢口、石倉、田螺田、玄蕃、街道下、清水田、天王寺、千刈田、築道、牛追、上大平、境野目及び下鎌）
全部
- （西田、東田、南田、北田、中田、新天王寺、新境野目、西天王山及び赤渋）
一部
- 岩出山下一栗（片岸前、蛇王田、中の町、坂房、下橋本浦、四ツ家、四ツ家前、神明前、一本杉、下川原、中富田東、中富田、町田、西窪、宿、清水前、橋本浦、柏木町、宿浦、古館前及び中富田前）
全部

(新中の町、新宿浦、新橋本浦、新一の坪、岩ノ沢 及び片岸浦)	一部
岩出山池月字上一栗 (樋ノ口、三島、堰ノ上、東田、玉造、大町、久保沢、 石川、横縄、竹ノ内、下横縄、堂田、岩下、梨木田、 清水前、坪ノ内、下谷地、天神南、金沢、宮境、小 深田、根岸、羽黒前、坂水、川原及び天神北)	全部
(舘浦、畑中、石川山及び久保前)	一部
岩出山池月 (上田、小黒崎前及び堰下)	全部
(沖、新玉造及び新根岸)	一部
岩出山池月字下宮 (山田、苗代目、山口前、山下、道合、道下、堰端、町、 白山、孝前及び向川原)	全部
岩出山池月字上宮 (八幡、自口、日早、檀ノ原、宮下、矢木下、上川原、 下川原、庚田、松川原、ニツ石、草井前、横山、舘下 及び沢田)	全部
(中沢、西風、根岸前、小黒崎及び小原)	一部

(施行期日)

この告示は平成20年4月1日から施行する。